

## 山口県子ども会推進研究会設置要綱

(目 的)

第 1 条 この会は委員会設置規程により設置し、下記の事項について調査研究を行う。

(調査研究事項)

第 2 条

- ① ジュニアリーダーの育成
- ② ユースリーダーの育成
- ③ 子ども会の諸課題

(組 織)

第 3 条 この会は子ども会関係者のうちから会長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長をおく。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(招 集)

第 4 条 この会は、委員長がこれを招集する。

(庶 務)

第 5 条 この会の庶務は、事務局において処理する。

(雑 則)

第 6 条 この会及び委員は、当該事項に関する調査等が終了したときは廃止又は解任されるものとする。

(附 則) この要綱は、令和6年4月1日から実施する。